

2013 年度海外制度調査

加工食品の輸入制度 (アラブ首長国連邦 (UAE))

2014年2月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ビジネス情報サービス課

ドバイ事務所

目次

I. UAE の食品法一概略	1
II. 加工食品の輸入に関する規制	1
1. 輸入者の条件	1
2. 輸入食品の事前登録	2
3. 輸入者の登録	2
4. 輸入禁止項目	3
5. 検疫と検査	3
6. 食品輸入時に必要な書類	4
7. 宗教上の禁制品と留意点	5
8. その他販売関連の規制	5
III. 食品ラベル	5
1. ラベル表示	5
2. ラベリングのタイミング	7
3. 食品パッケージングに関する規制	7
IV. 食品添加物	8
1. 食品添加物の使用に関する規則	8
2. 認定食品添加物と使用制限リストを提供する主管官庁	9
3. UAE で使用が禁止されている食品添加物	9
4. 認可食品添加物（ポジティブリスト（輸入自由品目表））	10
5. 新規の食品添加物の登録	11
V. 残留農薬に関する規制	11
1. 禁止農薬（ネガティブリスト（輸入制限品目表））	11
2. 規制	11
VI. その他	11
1. 食品輸入に関する注意事項	11
2. 食品の輸入関税率	12
3. 事前認定と輸入ライセンスが必要な特定品目	13
VII. 問い合わせ先リスト	14
1. 関連政府機関	14
2. 食品検査機関	15
VIII. その他	15
1. 関連規格、刊行物	15
2. 添付資料	16

本報告書の利用についての注意・免責事項

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス課で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

I. UAE の食品法一概略

アラブ首長国連邦は湾岸協力会議 (the Gulf Cooperation Council : GCC) のメンバーであり、GCC 加盟国は他にバーレーン、クウェイト、オマーン、カタール、サウジアラビアがある。GCC 加盟国は各国の食の安全基準の調和に協力して取り組んでおり。UAE の各首長国の規制は GCC 標準化機構 (GCC Standardisation Organization : GSO) が制定する GCC 規格に基づいている。GCC の認定規格がない場合、UAE では食品の安全性に関する規制を首長国規格・検量協会 (Emirates Authority for Standardization and Metrology : ESMA)、環境水利省 (Ministry of Environment and Water : MOEW) が制定している。

通常、規制の制定にあたっては、UAE の主な市庁、ESMA、MOEW の代表からなる国家食品安全委員会の提言に基づいて行われている。

UAE は 7 つの首長国 (半自治政府) からなる連邦国家で、各首長国はそれぞれ貿易取引を統制する自治権を有している。貿易取引に関する一般的な規則・規制は基本的に同じだが、実際の手続きは首長国によって多少異なる場合があるため、UAE と取引をする海外の輸出者、UAE の輸入者は、首長国による手続きの違いに注意を要する。

各首長国の市庁の管轄下にはそれぞれ食品管理局 (Food Control Department) または食品管理庁 (Food Control Authorities) が設置され、各首長国の規制機関によって制定された規制に基づいて、これらの主管官庁が食料品の輸入管理を行っている。

本調査書では、主にドバイを例にとり、規則、規制および手続きについて説明する。

II. 加工食品の輸入に関する規制

1. 輸入者の条件

UAE で食品の輸入を行う輸入者は、食品に特化したライセンスが必要である。また、「一般商業ライセンス (General Trade Licence)」を取得している事業者は、その企業の事業品目に加え、食品も輸入することが出来る。商業ライセンスの発行は、各首長国の行政部門が実施しており、ドバイとシャルジャでは経済発展局 (Department of Economic Development) が、アブダビでは企画経済局 (Department of Planning and Economy) が担当している。小規模な首長国では、市庁が商業ライセンスを発行しているところもある。

ライセンスを取得した輸入者がドバイに食料品を輸入するには、ドバイ市庁が運営する電子政府（E-Government¹）の、Food Import & Re-Export System（FIRS）に登録を行なう必要がある。当該システムはドバイ市庁食品管理局食品貿易課（Food Control Department of Dubai Municipality Food Trade Section）が管理している。

ドバイに輸入される食品、食品と触れる原料は UAE 規格、特に「Food Code」、ドバイの他の当局規制、ガイドラインに沿ったラベル、消費期限他の要件に準じなくてはならない。

2. 輸入食品の事前登録

輸入者は、UAE へ輸入しようとする全ての食品を、バーコードシステムを基盤にした FIRS 内の登録分類システム（Registration and classification system）に登録しなくてはならない。この手続きは輸入に関する他の申請を完了する前に必ず行う必要があり、手順は以下のとおり。

- (1) 新規食品を登録する際は、FIRS の電子申請を通して必須情報の申告
- (2) 「製品画像アップロード」を選択して食品ラベルの画像添付
- (3) 製品ラベルの提出が難しい場合は、各品目のサンプルを担当官に提出

輸入しようとする食品はすべて FIRS に登録することになっているが、豚肉、豚肉製品、アルコール、タバコ、タバコ製品などの品目は規制対象商品のため、事前に許可を得る必要がある。

3. 輸入者の登録

輸入者は、ドバイ市庁カラマ事務所のカスタマーサービス課の電子政府カウンターを訪れ、会社の商業ライセンス写し、オンライン登録申請番号、会社の印鑑を提出しなくてはならない。食品輸入申請に求められて書類は以下の通り。

- 会社の商業ライセンスの写し
- 会社の電話／ファックス番号
- 会社の E メールアドレス
- 会社の私書箱番号
- 会社の代表者の氏名と携帯電話番号
- ドバイの倉庫の位置詳細（区域、通り名など）

¹ ドバイ市庁ウェブサイト <http://www.dm.gov.ae>

- 倉庫の電話／ファックス番号

4. 輸入禁止項目

麻薬原料、ベテルリーフは輸入が禁止されている。

上記品目以外にドバイで輸入禁止されている食料品はない。但し、外国での病気や伝染病の流行に伴い、MOEW は特定の食料品に輸入禁止措置を行なうことができる。このため、輸入者は輸入しようとする食料品が輸入禁止措置されているか不明な場合は、必ず事前にドバイ市庁の食品管理局または MOEW に問い合わせることが望ましい。

5. 検疫と検査

(1) 検疫

UAE では、主に動植物と動植物製品の輸入を規制するために、動物検疫、植物検疫に関する法律を制定し、連邦政府の MOEW が動植物の輸入を管轄している。動植物関連食品の検疫規制の施行は、市庁の食品管理課または各首長国の食品管理庁が担当している。

現在 UAE では、アジア諸国での鳥インフルエンザの影響を受け、日本を含む同地域からの家禽類、鶏およびそれらの加工品（原材料としての使用を含む）の輸入を禁止している。禁止対象品目は MOEW²から入手できる。関連する法律は以下の通り。

- 連邦法 No. 5 of 1979 「植物検疫 (Agricultural Quarantine) 」
- 連邦法 No. 6 of 1979 「動物検疫 (Veterinary Quarantine) 」
- 連邦法 No. 6 of 1992 「1979 年連邦法 No. 5 植物検疫の改正 (concerning amendments of some provisions of the Federal Law No. 5 of the year 1979 regarding the Agricultural Quarantine) 」
- 連邦法 No. 7 of 1992 「1979 年連邦法 No. 6 動物検疫の改正 (on the amendments of some provisions of the Federal Law No. 6 of the year 1979 regarding Veterinary Quarantine) 」
- 省令 No. 460 of 2001 「GCC の動物検疫に関する行政定款の法令 (concerning The Executive By-law of veterinary Quarantine in the Cooperation Council of the Arab States of The Gulf) 」

² MOEW ウェブサイト www.moew.gov.ae

(2) 検査

全ての輸入食品、食品と触れる商材は輸入通関手続地の食品管理局で検査を受けなくてはならない。検査官は関連規格に準じているか確認のため、輸入者に対し分析用サンプルを求められることができる。

6. 食品輸入時に必要な書類

食品の輸入通関時には、「衛生証明書」が求められる。また、生肉と家禽類を輸入する際は「ハラール証明書」が求められる。

(1) 衛生証明書

輸入通関時に、食品輸入者は輸入した食品ごとの数量、詳細を表示した衛生証明書を提出しなくてはならない。衛生証明書は、輸入される製品原産国の食品関連主管官庁がライセンスを発行し、ドバイ市庁の求める要件に添って生産あるいは製造されたものと証明するものである。

日本の監督官庁である厚生労働省は衛生証明書を発行していない。日本から食品を輸出する場合、通常は製造業者が自身で発行し、日本商工会議所のサイン証明をもって衛生証明書と同等の書類として容認されている。

(2) ハラル証明

生肉と家禽類、ハラール（海産物を除いて、肉、家禽類あるいは動物性原材料（ゼラチン）を含む食品）である動物の加工食品を輸入する際はハラール証明書を提出しなくてはならない。ハラール証明書はUAE政府が認定した原産国のイスラム組織で発行されるものだけが有効である。

日本国内にあるハラール証明書発行機関

日本イスラーム文化センター

〒170-0005 東京都豊島区南大塚 3-42-7

Tel: +81-3-3971-5631

Fax: +81-3-3447-1697

(3) その他

輸入許可申請時に、追加要件と補助書類、研究所の分析報告が要請される場合がある。

7. 宗教上の禁制品と留意点

宗教上の理由により、豚肉、豚肉製品、アルコール類の輸入は制限されている。アルコール類と豚肉製品の輸入には、特別の許可が必要となる。

8. その他販売関連の規制

政治上の理由により、UAE ではイスラエルで製造された製品やイスラエルの表示がある食品の売買が禁止されている。

III. 食品ラベル

UAE では販売される加工食品のラベルは、アラビア語で記載されたラベルを包装または容器の目立つ位置に貼り付けなければならない。ただし、アラビア語が記載されていれば他の言語が併記されていても良い。ただし、船舶雑貨商、ケータリング業、ホテルへの直接供給、または直接消費用に製造された食料品のラベル表示は、英語で記載されていればよく、アラビア語でなくてもよい。一般的に、ラベルの作成は輸入者が行なうか、輸入者の指示のもと輸出者が行なうこともある。

食品ラベルをアラビア語に翻訳する際には、UAE で承認されたシールを使用してもよい³。連邦法で指定されたラベルの記載内容は以下の通り。

1. ラベル表示

(1) 製品名称

ブランド名、製品名の記載をしなくてはならない。

(2) 成分

全ての食品成分を重量・容積により降順に記載をしなくてはならない。

(3) 正味重量

³ ラベル表示のためのアラビア語翻訳については、ドバイ市庁食品管理局内のラベル承認部（Label Approval Unit）の協力を得ることができる。

(4) 社名と住所

製造者、梱包者、流通者、輸入者、輸出者の社名、住所の記載をしなくてはならない。

(5) 原産国

原産国名の記載をしなくてはならない。

(6) ロット番号

食品パッケージにロット番号を記載しなくてはならない。

(7) 製造日・賞味期限

食品パッケージに製造日、正味期限を記載しなくてはならない。Best before の表示は認められていない。詳細は、ドバイ市庁の「食料品の輸入および再輸出に関する要件」に記載されている⁴。

1. 賞味期限が3ヶ月以内の場合は 日 / 月 / 年を記載
2. 賞味期限が3ヶ月以上の場合は 日 / 年を記載

保存期間の記載が義務付けられているのは、以下の3ケース。

1. 0°C～5°Cの温度範囲で保管するチルド食品
2. 風通しの良い場所で保管するベビーフード（必ず25°C以下で保管のこと）
3. 特定の保管温度が必要な食物製品

保存期間の記載が任意表示のものは、以下のケース

1. -18°C以下の温度範囲で保管する冷凍食品
2. 0～5°Cの温度範囲で保管するチルド食物製品
3. 適温25°C以下の風通しの良い場所で保管する食物製品
4. いくつかの食物製品は賞味期限の表示が免除されている。賞味期限のない製品（製造日または収穫日は必ず記載のこと）や有効期限のない製品などがこの対象となる

賞味期限の詳細はGS0 standard 150/2007 Expiration Period of Food Productsに規定されている⁵。

⁴ 「食料品の輸入および再輸出に関する要件（Food Import & Re-Export Regulations）」はドバイ市庁のウェブサイトより取得できる。<http://login.dm.gov.ae/wps/portal/HomeEn>

⁵ “UAE. GS0 150/2007 食料品の賞味期限(Expiration Period of Food Products)はESMA サイト<http://www.esma.gov.ae>から購入できる。

(8) ドバイ市庁のルール

(1)～(7)の連邦法に規定されたラベル表示に加え、ドバイ市庁のルールでは6つの表示を行なう必要がある。

- (ア) 生産者／製造者／販売業者／輸入業者の名称と所在地
- (イ) 製品バーコード
- (ウ) ロット（パッチ）番号
- (エ) 保管条件（保管条件が製品の有効性に影響する場合）
- (オ) 原料のアレルギ－情報
- (カ) 栄養成分（ベビーフード、病人食の場合）

2. ラベリングのタイミング

ラベルは食品の輸入前に承認を受けなくてはならず、輸入通関時点でラベルは必須である。輸入者はドバイ市庁の食品管理局に従い、FIRS を通じて、ラベル承認手続きをしなくてはならない。

3. 食品パッケージングに関する規制

(1) 包装容器の材質に関する規格

食品輸入者は食品包装に食品にふさわしい材質と容器を使用しなくてはならない。

高酸食品（pH（水素イオン濃度指数）4.6以下）は以下に該当する材質でコーティングされている、構成されている、または容器の中で調理されるか保管されなくてはならない。

- ・鉛の釉薬をかけた陶器、磁気、クリスタル、白目（ピューター）
- ・亜鉛メッキ容器に使われる亜鉛
- ・ほうろう鉄器（エナメルウェア）
- ・真ちゅうのような銅および銅合金
- ・鋳鉄（カウンタートップとして、調理器具（途中で調理を中断することなく、器具が使用される場合）としてのみ使用することができる）
- ・アルミニウム

(2) 食品包装のサイズ

包装のサイズに関する規定は示されていない。

(3) 食品の包装に関する規格

ア) 酸化型生分解性プラスチック利用の義務規制

UAE は 2014 年 1 月 1 日より、食品包装・トレー類等 15 品目を対象に、輸入・流通に際しては UAE 当局の事前承認を受けた酸化型生分解プラスチック素材の利用を義務付ける旨を発表しています⁶。この義務付けには、ポリエチレン、ポリプロピレンを原料にした製品が対象となっています。

イ) その他の規格

- a) 食品パッケージへのポリエチレンバッグの適用 (UAE/GSO No. 1193)
- b) 食品パッケージに適用されるポリエチレンバッグの検査方法 (UAE/GSO No. 1194)
- c) 上記以外については ISO 規格を採用している

IV. 食品添加物

1. 食品添加物の使用に関する規則

UAE は食料品への添加物の使用規制に対して、以下のような多くの規格を採用しており ESMA のサイトよりダウンロードする事が出来る。

- ・UAE/GSO 規格 No. 995/2000「食品への使用が許可されている甘味料 (Sweeteners permitted for use in food products) 」
- ・UAE/GSO 規格 No. 707/1998「食品への使用が許可されている香味料 (Flavourings permitted for use in foodstuff) 」
- ・GCC 規格 No. 356/1994「食品への使用が許可されている保存料 (Preservatives permitted for use in food products) 」
- ・UAE/GSO 規格 No. 381/1995「食品への使用が許可されている乳化剤、安定剤、増粘材 (Emulsifiers, stabilizers and thickeners permitted for use in food products) 」
- ・UAE/GSO 規格 No. 172/1995「食料品保存のための安息香酸、安息香酸ナトリウム安息香酸カリウムの使用 (for Benzoic Acid, Sodium Benzoate and Potassium Benzoate use in preservation of Foodstuff) 」

⁶ “UAE STANDARD 5009: 2009, Specific Requirements for the registration of oxo-biodegradable plastic objects” は ESMA サイト <http://www.esma.gov.ae> から購入できる。

2. 認定食品添加物と使用制限リストを提供する主管官庁

首長国規格・検量協会

(ESMA、Emirates Authority for Standardization & Metrology)

住所: P. O. Box No. 4866, Dubai, UAE

Tel: +971-4-2944434

Fax: +971-4-2944428

E-mail: uaetbt@esma.ae

URL: www.esma.gov.ae

ドバイ市庁 食品管理局 (Food Control Department, Dubai Municipality)

Tel: +971-4-2064201

Fax: +971-4-2246666

e-mail: foodcontrol@dm.gov.ae

URL: <http://www.dm.gov.ae>

3. UAE で使用が禁止されている食品添加物

(1) 使用が禁止されている食品添加物リスト (提供: ドバイ市庁食品管理局)

E 番号	添加物名称
E104	キノリンイエロー (黄色 1 号)
E105	ファストイエローAB
E107	イエロー2 G (食用黄色 5 号)
E123	アマランス (C. I. 16185、FD & C 赤色 2 号)
E124	ポンソー 4 R (赤色 2 号、CI. 16255)
E131	パテントブルー V (C. I. 42051)
E142	グリーン S (アシッドブリリアントグリーン、フードグリーン S、リサミンググリーン C. 44090)
E924	臭素酸カリウム (パン製造時に使用)
E952	チクロ: 強力な甘みを添加できるこの人工甘味料は、ネズミおよびサルの動物実験により精巣萎縮と関係があることが知られている。これを受け、英国ではチクロの使用を禁止したが、EU の法律は食品や飲料へのチクロ使用を再容認している。
E1510	エタノール (アルコール)

(2) 食品への使用が許可されている着色剤

E 番号	色	食料品	最大レベル
127	エリトロシン摂取	チェリーおよびチェリー製品	-
128	赤色 2G	ソーセージ - 味付きヨーグルト	20 ppm
161G	カンタキサンチン	調理済みソーセージ エディブルアイス	30 ppm 100 ppm
173	アルミニウム	ケーキおよびペストリーのデコレーション用シュガーコーティング	GMP
174	銀	菓子のアウターコーティング	GMP
175	金	“”	“”
180	リゾールルビン黒色	エディブルチーズの表面	“
-	オレンジ色 B	フランクフルトソーセージおよびソーセージの表面	150 ppm
-	柑橘類赤 No. 2	オレンジの皮	2 ppm

(3) 使用を認可されている着色剤（食料品による）

E No	着色料	食料品
E171	二酸化チタン	タヘナ

(4) その他

- ・全ての食品にアルコールの添加は認められていない。ただし、アルコールが自然発生する果汁製品は、UAE 規格にそれぞれ指示されている制限事項に従うこと。
- ・食品添加物に豚肉または豚肉製品が含まれている場合は成分表だけでなく、必ずラベルにもその旨をはっきり記載すること。
- ・GCC 規格で使用が認可されている食品添加物については、通称名に併記して物質名または国際管理番号を記載しなければならない。例：「安息香酸ナトリウム「E201」（保存料）、「サンセットイエロー」または「E 110」（着色料 9）など

4. 認可食品添加物（ポジティブリスト（輸入自由品目表））

食品添加物のリストはドバイ市庁が発行している「Food Additives Numbers」ハンドブックに記載されている。

GSO や EU の規格当局など、国際規格組織が認知し承認した食品添加物は、例外はあるものの UAE でも承認されるのが通例である。新規の食品添加物の使用は、EU のシステムに準じているため、ドバイのドバイ市庁食品管理課に承認される可能性がある。

5. 新規の食品添加物の登録

Food Additives Numbers に記載されていない新規食品添加物を使用する場合は、ドバイ市庁食品管理課に提出して、UAE に輸入される食品に使われる前に認定を受けなくてはならない。

V. 残留農薬に関する規制

1. 禁止農薬 (ネガティブリスト (輸入制限品目表))

UAE では禁止・制限農薬はネガティブ方式を採用しており、省令で規定している。

- ・省令 No. 511/2013 「公衆衛生にかかわる農薬の使用禁止および使用制限 (Use of Banned and Restricted Public Health Pesticides) 」

2. 規制

(1) 食料品の残留農薬、農薬使用

残留農薬や農薬の使用は以下の規程で規制している。

- ・UAE/GS0382 /1994Part-1*、Part2*の「農産物および食物製品への残留農薬の最大許容量 (Maximum Limit of Pesticides in Agricultural and Food Products) 」
- ・省令 No. 511/2013 「公衆衛生にかかわる農薬の使用禁止および使用制限 (Use of Banned and Restricted Public Health Pesticides) 」

(2) その他

- ・GSO 133/1990 「農薬に関する規制 (Regulations of Pesticides) 」

VI. その他

1. 食品輸入に関する注意事項

食料品を UAE へ輸入する際、事前に食品包装のラベル承認を取得することが重要である。加工食品のラベル表示には、UAE/GSO 規格 9/2007 に準じているが、各首長国の主管官庁が

市況・状況の変化に基づき、規格の条項を変更している可能性もある。このため、ラベルを最終決定する前に、輸入者を通して各首長国の主管官庁（ドバイの場合はドバイ市庁食品管理局）に連絡を取ることが望ましい。

ラベル承認時に、主管官庁から研究機関で検査を行うためのサンプルを作成するよう要請される場合がある。この場合は輸入に先立ってサンプルを提出しなくてはならない。

輸入食品の（当該食品が消費に適切であるとする）FIT 分析結果をドバイ中央研究所、あるいは世界の国際適合性認定協会から入手し、人が食べることに問題がないことを特定するのが望ましい（分析結果が食品の到着前に出ない場合、サンプルが収集され、通関は研究所から結果が出るまで延期される）。

輸入する食品には、製品の原産国の保健機関が発行した衛生証明書⁷を添付する必要がある。

・GS09/2007 「包装済み食品ラベルの表示 (Labelling of pre-packaged foodstuffs)」

2. 食品の輸入関税率

(1) 関税率

全ての加工食品は CIF 価格に 5%の関税が課せられる。

(2) 例外

タバコは 100%の関税率が課せられる。

(3) 関税率の免除

以下の HS コードの加工食品は関税が免除される。

17 01 -- -- （サトウキビ、テンサイ糖および化学的純粋サッカロースの固形の全品目）

19 01 10 -- （牛乳あるいは麦芽乳中心のすべての乳児食）

22 07 20 11 （医療用変形エチルアルコール）

23 04 0000 （油カスおよびその他の固形残留物）

⁷ 日本から食品を輸入する場合、ドバイは日本の適切な保健監督官庁が発効する衛生証明書を要請する。しかし、日本の監督官庁である厚生労働省はこの種の衛生証明書を発行しないため、通常は製造業者が発効して、日本商工会議所が保証した衛生証明書で容認されている。

3. 事前認定と輸入ライセンスが必要な特定品目

輸入前に事前に認定を受ける必要がある品目、輸入のためにライセンスが必要な HS コード品目は以下のとおり。

(1) 肉類

HS16024100、16020200、16024900、16029030

(2) アルコールを含むチョコレート菓子

HS17049080、18063110、18063210

(3) 酒類

(ア) ビール

HS22030000

(イ) ワイン類

HS22041000、22042100、22042900、22043000、22051000、22059000、22060000、

(ウ) 変性アルコール

HS22072090

(エ) 蒸留酒

HS22082000、22083000、22084000、22085000、22086000、22087000、22089090、

(オ) ぶどう酒かす

HS23070010

VII. 問い合わせ先リスト

1. 関連政府機関

(1) UAE/GCC 規格

担当部局： 首長国規格・検量協会（:ESMA、Emirates Authority for Standardization & Metrology）

住所： P.O. Box No. 4866、Dubai, UAE

Tel: +971-4-2944434

Fax: +971-4-2944428

E-mail: uaetbt@esma.ae

URL: <http://www.esma.gov.ae>

担当者： Mr. Bkhaitan Alsmairan

TBT 照会窓口

Tel: +971-2-4032659

e-mail: uaetbt@esma.ae

(2) 食品輸入管理規制

担当部局： ドバイ市庁食品管理局、食品管理課（Food Control Trade Section, Food Control Department, Dubai Municipality）

住所： P.O. Box 67、Dubai, UAE

Tel: +971-4-2064204

Fax: +971-4-2231905

担当者： Ms. Iman Ali Bastaki, 食品管理貿易課長

E-mail: eabastaki@dm.gov.ae

(3) 関税関連情報

担当部局： ドバイ税関 関税課（Tariff Section, Dubai Customs,）

住所： P.O. Box 63、Dubai, UAE

Tel: +971-4-417-7777

Fax: +971-4-417-7502

Tel: +971-4-417-7476 (直通)
担当者: Mr. Mahfoudh Saeed
E-mail: mahfoudh.saeed@dubaicustoms.ae

(4) 検疫規制

担当部局: 環境水利省 (MEOW)
Tel: +971-4-214-8444
Fax: +971-4-265-5822
担当者: Dr. Mariam Hassan Shenasi, 次官補
E-mail: mhshenasi@moew.gov.ae もしくは undersecretary_office@moew.gov.ae

担当者: Dr. Basem Theeb Hussein Jawahreh, 食品安全局、獣医
E-Mail: btjawahreh@moew.gov.ae
Mobile: +971-50-724-1506

2. 食品検査機関

担当部局: ドバイ市庁管轄下ドバイ中央研究所 (Dubai Municipality、Dubai Central Laboratory)
住所: P. O. BOX 67, Dubai, UAE
Email: labs@dm.gov.ae
Tel: +971 4 3027007
Fax: +971 4 3366399
URL: www.dcl.ae

VIII. その他

1. 関連規格、刊行物

- GSO 1931/2009 「ハラール食品: 一般的要求事項 (Halal Food - part1 - General Requirement) 」
- GSO 2055/2010 「ハラール証明書発行機関と認定要件ガイドライン (Halal Food Part (2) Guidelines for Hala Food Certification Bodies and their Accreditation Requirements) 」

- ・CAC/MRL 02:2006 「食品に含まれる獣医用医薬品の最小限度の残留量 (Minimum Residue Limits for Veterinary Drugs in Foods) 」
- ・食料品の輸入および再輸出に関する要件 (Import and re-export for foodstuff requirements) / ドバイ市庁発行

2. 添付資料

- 添付資料 1 ドバイにおける食品と飲料グループ
- 添付資料 2 ドバイにおける食品と飲料製造業者
- 添付資料 3 ドバイの食品輸入および輸出業者 (2013 年、ドバイのイエローページより)
- 添付資料 4 アブダビの食品法
- 添付資料 5 ドバイにおける食品関連展示会リスト

以上

加工食品の輸入制度（アラブ首長国連邦（UAE））

2014年2月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）ビジネス情報サービス課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5651

Copyright(C) 2014 JETRO. All rights reserved.